

## 規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十五号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十二条第一項」の下に「（法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「同項」を「法第十二条第一項」に改め、同条第三項中「第十二条第二項」の下に「（法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 法第十六条第二項の規定によりみなして適用する法第十二条第一項の規定による制限については、第一項及び第二項中「児童虐待を行った保護者」とあるのは「延長者等虐待を行った延長者等の監護者」とする。

第五条第一項中「第十二条の四第四項」の下に「（法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第十二条の四第六項」の下に「（法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「法第十二条の四第一項（法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第十六条第一項の規定によりみなして適用する法第十二条の四第六項の規定による命令の取消しについては、前項中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」とする。

様式第二号（裏面）中「前条第一項の規定による出頭のためには」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の入入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」及び「又はその安全」を「、又はその安全」に改める。

様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

出 頭 要 求 書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定に基づき、次のとおり児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
出頭を求める日時 及び場所	日 時	
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	
	生年月日	
出頭を求める理由と なった事実の内容		
連絡先		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査等を拒否等した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合は、年 月 日 時までに上記連絡先に連絡してください。

出 頭 要 求 書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、次のとおり児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
出頭を求める日時 及び場所	日 時	
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	
	生年月日	
出頭を求める理由と なった事実の内容		
連絡先		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により出頭することが困難な場合は、 年 月 日 時まで  
に上記連絡先に連絡してください。

様式第六号から様式第十二号までを次のように改める。

様式第6号（第4条関係）

面会・通信制限決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり児童（延長者等を含む。以下同じ。）との面会・通信の制限を行います。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
制限する内容		
1 児童との面会（全部・一部）		
2 児童との通信（全部・一部）		
制限を行う理由となった事実の内容		
連絡先		

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第7号（第4条関係）

面会・通信制限解除決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

年 月 日付け 第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に基づく次の児童（延長者等を含む。以下同じ。）との面会・通信の制限を解除します。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を解除する理由		
連絡先		

様式第8号（第4条関係）

面会・通信制限決定通知書

年 月 日

様

長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり児童（延長者等を含む。以下同じ。）との面会・通信の制限を行います。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
制限する内容 1 児童との面会（全部・一部）  2 児童との通信（全部・一部）		
制限を行う理由となった事実の内容    		
制限の有効期限	年 月 日まで	
連絡先		

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第9号（第4条関係）

面会・通信制限解除決定通知書

年 月 日

様

長 岡

年 月 日付け面会・通信制限決定通知書により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に基づく次の児童（延長者等を含む。以下同じ。）との面会・通信の制限を解除します。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を解除する理由		
連絡先		



様式第10号（第4条関係）

面会・通信制限決定（解除）通知書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 児童相談所長

長 印

次のとおり児童（延長者等を含む。以下同じ。）との面会・通信の制限を決定（解除）したので、児童虐待の防止等に関する法律第12条第2項（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、通知します。

対象となる児童	氏 名	
	生年月日	
制限を受ける者 (制限を解除された者)	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
制限する内容（制限を解除した内容）		
1 児童との面会（全部・一部）		
2 児童との通信（全部・一部）		
制限を行う理由となった事実の内容（制限を解除した理由）		
制限の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡先		

様式第11号（第5条関係）

接 近 禁 止 命 令 書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第1項（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童（延長者を含む。以下同じ。）への接近の禁止について次のとおり命令します。

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
命 令 の 内 容	児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならない。	
対象となる児童	氏 名	
	生年月日	
命令の有効期限	年 月 日まで	
命令をする理由となった事実の内容		
連絡先		

（注意）本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第18条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第12号（第5条関係）

接近禁止命令取消書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により行った次の児童（延長者を含む。以下同じ。）への接近禁止命令を取り消します。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
取り消す命令の内容	児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
対象となる児童	氏 名	
	生年月日	
命令を取り消す理由となった事実の内容		
連絡先		

## 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、様式第二号（裏面）の改正規定は、公布の日から施行する。